

平成二十五年八月十三日受領
答 弁 第 五 号

内閣衆質一八四第五号

平成二十五年八月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員辻元清美君提出集团的自衛権の行使に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出集団的自衛権の行使に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

現時点で、集団的自衛権に関する政府の憲法解釈は従来どおりである。

他方、現在、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）において、我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの認識の下、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理について検討が行われているところであり、政府としては、懇談会における議論を踏まえて対応を改めて検討していく。

四について

御指摘の山本庸幸内閣法制局第一部長（当時）の答弁は、憲法を始めとする法令の解釈についての基本的な考え方を述べたものであり、現在においても、このような考え方に変わりはない。

五について

我が国が現在導入している弾道ミサイル防衛システムは、御指摘の内閣官房長官談話にもあるとおり、

あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じないものと認識している。

なお、現在、懇談会において、我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの認識の下、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理について検討が行われているところであり、政府としては、懇談会における議論を踏まえて対応を改めて検討していく。

六について

御指摘の答弁はいずれも、我が国が現在導入している弾道ミサイル防衛システムは、スタンダード・ミサイルS M－三搭載イージス艦とペトリオット・ミサイルP A C－三により、我が国に飛来する射程約千キロメートル級の弾道ミサイルに対処し得るよう設計されているが、ゴムや米国本土といった、我が国から遠距離にある地域へ向かうような弾道ミサイルは高々度を高速度で飛翔^{しょう}するため、このような弾道ミサイルを迎撃することは技術的に極めて困難であるとの認識に基づき述べたものであり、この認識に変わ

りはない。

七について

集団的自衛権については、現在、懇談会において、我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの認識の下、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理について検討が行われているところである。政府としては、懇談会における議論を踏まえて対応を改めて検討していくこととしており、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。